



発行 新潟県

第43号

令和3年6月4日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 725 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 726 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 727 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 728 くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する知事管理漁獲可能量の一部改正(水産課)
- 729 保安林の指定予定(治山課)
- 730 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 731 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 732 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 733 建設業法による営業の停止(監理課)
- 734 公共測量の実施通知(監理課)
- 735 公共測量の実施通知(監理課)
- 736 公共測量の実施通知(監理課)
- 737 公共測量の実施通知(監理課)
- 738 道路の区域変更(道路管理課)
- 739 道路の供用開始(道路管理課)
- 740 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 741 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 742 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 743 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 744 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 745 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)

## 公 告

- 総合評価一般競争入札の実施(ICT推進課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(地域産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(地域産業振興課)

## 病院局公告

- プロポーザル提案者の募集(病院局総務課)

## 教育委員会公告

- 令和4年度使用教科書展示会の開催(義務教育課)

告 示

## ◎新潟県告示第725号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に

より、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
やよい調剤薬局	胎内市本町3-31	精神通院医療	令和3年6月1日
とようら訪問看護ステーション	新発田市荒町甲1611番地8	精神通院医療	令和3年6月1日
ウエルシア薬局柏崎上田尻店	柏崎市大字上田尻1043	精神通院医療	令和3年6月1日

◎新潟県告示第726号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
喜多町薬局	長岡市喜多町1146-1	精神通院医療	令和3年6月1日
公益社団法人新潟県看護協会 訪問看護ステーションみつけ	見附市学校町1丁目5番42号	精神通院医療	令和3年6月1日
アイン薬局上越妙高駅前店	上越市大和2丁目4番7号	精神通院医療	令和3年6月1日
共創未来 浦佐薬局	南魚沼市浦佐4069-3	精神通院医療	令和3年6月1日
おうぎまち薬局	柏崎市扇町1番78-7号	精神通院医療	令和3年6月1日
新潟県地域医療推進機構魚沼 基幹病院	南魚沼市浦佐4132番地	精神通院医療	令和3年6月1日

◎新潟県告示第727号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、刈羽村の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
7月7日（水） 午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	刈羽村農村環境改善センター 車庫	刈羽村全域

7月8日から令和4年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに2月29日から同月31日まで及び令和4年1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第728号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する知事管理漁獲可能量（令和3年3月新潟県告示第367号）の一部を令和3年5月28日に次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
1	くろまぐろ（小型魚）	1	くろまぐろ（小型魚）
	知事管理区分 知事管理漁獲可能量		知事管理区分 知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業 88.425トン		新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業 72.425トン
2	くろまぐろ（大型魚）	2	くろまぐろ（大型魚）
	知事管理区分 知事管理漁獲可能量		知事管理区分 知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業 83.170トン		新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業 99.170トン
3～4	（略）	3～4	（略）

◎新潟県告示第729号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市安塚区細野字柳清水693から701まで、707の1、宇西ノ沢798の1、799、800の1、817

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第730号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の新潟北土地改良区の定款の変更を令和3年5月27日認可した。

令和3年6月4日

新潟県新発田地域振興局長

#### ◎新潟県告示第731号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、見附市の杉沢土地改良区の定款の変更を令和3年5月26日認可した。

令和3年6月4日

新潟県長岡地域振興局長

#### ◎新潟県告示第732号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営米倉地区区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月4日

新潟県新発田地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年6月7日から令和3年7月2日まで

3 縦覧に供する場所

新発田市役所地域整備庁舎

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することはできなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第733号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

1 処分をした年月日 令和3年5月26日

2 被処分者の商号、代表者の氏名 株式会社丸い組 代表取締役 高野 典子

3 主たる営業所の所在地 新潟県燕市砂子塚719番地5

4 許可番号 新潟県知事(般・特-2)第5081号

5 処分の内容

(1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部

(2) 停止を命ずる期間 令和3年6月10日から令和3年6月16日までの7日間

6 処分の原因となった事実

株式会社丸い組は、令和2年2月27日頃から同年3月2日頃までの間、燕市五千石字申明4534番2所在の同社所有地に、産業廃棄物であるガラス・コンクリートくず、陶磁器くず等約350キログラム及び特別管理産業廃棄物である廃石綿等約780キログラムを埋め、もってみだりに廃棄物を捨てた。

このことが廃棄物処理法違反にあたり、令和3年1月21日付けで新潟地方裁判所三条支部から、法人に対し罰金300万円、同法人の元役員に対し懲役1年6ヶ月（執行猶予3年）及び罰金150万円の判決を受け、その刑が確定している。

このことが建設業法第28条第1項第3号に該当する。

---

#### ◎新潟県告示第734号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（三次元点群測量）
- 2 作業期間 令和3年6月1日から令和3年8月31日まで
- 3 作業地域 新潟県燕市横田地区

---

#### ◎新潟県告示第735号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東日本高速道路株式会社新潟支社新潟工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量、3級水準測量）
- 2 作業期間 令和3年5月24日から令和3年11月21日まで
- 3 作業地域 東北横断自動車道 いわき新潟線  
自) 新潟県阿賀野市新保  
至) 新潟県新潟市秋葉区中新田

---

#### ◎新潟県告示第736号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東日本高速道路株式会社新潟支社新潟工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザー測量、調整用基準点設置）
- 2 作業期間 令和3年5月21日から令和3年9月18日まで
- 3 作業地域 東北横断自動車道 いわき新潟線  
自) 福島県耶麻郡西会津町野沢  
至) 新潟県東蒲原郡阿賀町上ノ山

---

#### ◎新潟県告示第737号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上須頃土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（土地区画整理調査測量）
  - 2 作業期間 令和3年5月26日から令和4年8月31日まで
  - 3 作業地域 三条市上須頃字大屋敷、三条市上須頃字三ツ屋浦、三条市上須頃字横道下
-

◎新潟県告示第738号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小出守門線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市細野字上原380番2から	新	4.6～20.0メートル	517.6メートル
同市渋川字サツチャ75番1まで	旧	5.0～20.0メートル	516.5メートル

◎新潟県告示第739号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 小出守門線
- 2 供用開始の区間  
魚沼市細野字上原380番2から同市渋川字サツチャ75番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年6月4日

◎新潟県告示第740号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成29年1月13日新潟県告示第32号）を次のとおり解除する。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芦谷	村上市芦谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第741号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成28年6月28日新潟県告示第764号）を次のとおり解除する。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

サルツボ	村上市中津原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
------	--------	---------	---------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第742号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成29年1月13日新潟県告示第33号）の指定を解除する。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芦谷	村上市芦谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第743号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成28年6月28日新潟県告示第765号）の指定を解除する。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
サルツボ	村上市中津原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第744号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芦谷	村上市芦谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
サルツボ	村上市中津原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蒲萄中小屋	村上市蒲萄	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第745号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芦谷	村上市芦谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
サルツボ	村上市中津原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

総合評価一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定により、「新潟県 新電子申請・届出システム」構築及び運用業務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

「新潟県 新電子申請・届出システム」構築及び運用業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県知事政策局ICT推進課の指定する場所

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和3年6月4日（金）から同月18日（金）までに新潟県ホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/shinsei2021-nyusatsu.html>

(2) 問合せ等

入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行日時

令和3年7月29日（木）午前10時

(2) 入札執行場所

新潟県庁行政庁舎16階入札室

#### 4 本件入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人若しくは法人又は共同企業体であつて、それぞれ次に掲げる要件を全て満たしている者でなければならない。

##### (1) 個人又は法人

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(イ) 令和3年6月4日以降に民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

(ロ) 令和3年6月4日以降に会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

(ハ) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者

ウ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和3年6月4日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

エ 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

オ 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

カ 本件入札案件に関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

キ 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

##### (2) 共同企業体

ア (1)アからウまで及びキに掲げる要件の全てを満たす個人又は法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者(以下「構成員」という。)で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

(イ) 共同企業体の目的

(ロ) 共同企業体の名称

(ハ) 構成員の名称及び所在地

(ニ) 代表構成員の名称及び権限

(ホ) 構成員の出資割合

(ヘ) 各構成員の責任

(セ) 利益金及び欠損金の配当並びに負担の割合

(シ) 取引金融機関の名称

(ス) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置

(セ) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続又は解散に対する措置

(テ) 共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件業務委託契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ新潟県と協議すること。

イ 構成員の数が4者以内であること。

ウ 共同企業体の代表構成員が、(1)エに掲げる要件を満たすこと。

エ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

オ 全ての構成員が、本件入札に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

カ 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けていること。

#### 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

##### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期限

令和3年7月2日(金)午後5時15分まで

イ 提出先

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県知事政策局ICT推進課スマート自治体推進班

ウ 提出方法

本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)若しくは代理人の持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒に「新潟県 新電子申請・届出システム」構築及び運用業務委託競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きをしたものに限る。)をもって、アの提出期限までに到着するよう郵送すること。

エ 提出書類及び部数

入札説明書による。

- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和3年7月7日(水)までに競争入札参加資格確認通知書をもって通知する。ただし、参加資格を満たすことの通知を行った場合であっても、当該通知後において、4に定める参加資格を満たさないことが明らかになったときは、これを取り消す。

6 企画提案書の提出

5(2)において、本件入札の参加資格を満たすことの通知を受け本件入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出すること。

(1) 提出期間

令和3年7月8日(木)から同月14日(水)までの各日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

5(1)イに同じ。

(3) 提出方法

本人若しくは代理人の持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒に「企画提案書在中」と朱書きをしたものに限る。)をもって、(1)の提出期間内に到着するよう郵送すること。

(4) 提出書類及び部数

入札説明書による。

7 企画提案書の内容説明及び質疑応答

入札参加者は、入札説明書に定めるところにより、「新潟県 新電子申請・届出システム」構築及び運用業務委託業者選定委員会(以下「委員会」という。)に対し、企画提案書について次のとおり内容説明及び質疑応答を行うものとする。

(1) 日時

令和3年7月26日(月)、27日(火)又は28日(水)の午前9時から午後5時までの間で別途通知する時間

(2) 場所

別途通知する。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

入札参加者は、次のア又はイのいずれかの方法により入札を行うものとする。

ア 本人又は代理人が3に定める入札執行の日時及び場所に入札書(封筒に入れ密封のうえ、1(1)の調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限る。)を持参し、提出すること。

ただし、代理人が持参し、提出する場合は、3(1)に定める時刻までに、委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)の入札執行日時を記載したものに限る。)をもって、入札執行日前日の令和3年7月28日(水)午後5時までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした入札参加者のうち、次に定めるところにより新潟県にとって最も有利な申込みを行った者を落札者とする。

ア 技術点及び価格点の和（以下「総合評価点」という。）が最高の者を落札者とする。

なお、総合評価点が最高となる者が2者以上あるときは、当該2者以上のうち技術点の最も高い者を落札者とし、総合評価点が最高で、かつ技術点が最高の者が2者以上あるときは、当該2者以上の者によるくじ引きにより落札者を決定する。

イ 技術点及び価格点は、別記「落札者決定基準」に基づき、委員会が採点する。

9 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 4に定める入札に参加する者に必要な資格のない者及び5に定める競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(3) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

財務規則第41条の規定に基づき、8(3)イにより自己の見積もった契約希望金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。(2)において同じ。）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。(2)において同じ。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

財務規則第41条の規定に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

11 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、本件入札の落札者決定のための審査に使用する場合を除き、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された書類の審査を行う際、必要な範囲において提出者に通知することなく複製することがある。

エ 提出された書類は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり、暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ 本件調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情の申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

エ 詳細は、入札説明書による。

オ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

12 Summary

(1) Project Description:

Development and maintenance of electronic application system

(2) Time and Place of bidding:

10:00 a.m. July 29, 2021

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,  
Niigata, JAPAN

- (3) For more information, please contact the following division in Japanese:

ICT Promotion Division  
Governor's Policy Bureau  
Niigata Prefectural Government  
4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,  
Niigata, 950-8570, JAPAN  
TEL : 025-280-5103  
E-mail : ngt000210@pref.niigata.lg.jp

## 別記 落札者決定基準

### 1 概要

新潟県（以下「県」という。）における「新潟県 新電子申請・届出システム」構築及び運用業務の調達（以下「本調達」という。）に係る落札者の決定については、本資料によるものとする。

### 2 落札者の決定方法

次の(1)及び(2)の要件を全て満たしている者のうち、「3 総合評価点の算出方法」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

なお、総合評価点が最高の者が2者以上あるときは、総合評価点が最高の者のうち技術点の最も高い者を落札者とし、総合評価点が最高でかつ技術点が最高の者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

- (1) 入札説明書に定める競争入札参加資格を全て満たしていること。
- (2) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

### 3 総合評価点の算出方法

本調達における総合評価点は、入札者の技術的要件に係る得点（以下「技術点」という。）と、入札者の入札価格に係る得点（以下「価格点」という。）の合計値により算出する。

総合評価点＝技術点＋価格点

#### (1) 得点配分

技術点と価格点は次のとおりとする。

技術点 700点

価格点 300点

#### (2) 技術点の算出

##### ア 技術点の算出

技術点は、項目点の合計とする。

技術点＝項目点の合計

なお、各入札者に与える技術点は、県が「新潟県 新電子申請・届出システム」構築及び運用委託業者選定委員会設置要綱に基づいて設置する「新潟県 新電子申請・届出システム」構築及び運用委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）の各委員の項目点合計の平均点（少数点以下第1位を四捨五入したもの）とする。

ただし、本調達における調達仕様書（以下「仕様書」という。）添付1「機能要件一覧」に掲げる項目のうち、必須機能について、機能が実現できない場合又は手法に課題があり実現が見込めない場合は、失格とする。また、企画提案書において、他自治体での構築実績及び運用保守実績の記載がない場合も失格とするので、注意すること。なお、当該実績は同種（電子申請・届出関係）の別システムについてであってもよい。

##### イ 項目点の算出

項目点は、「評価項目表」により、企画提案書に記述された各要件への対応の度合いとデモを含むプレゼンテーションを評価して採点するものとする。

#### (3) 価格点の算出

価格点は、入札額が予定価格の範囲内である場合に、以下の式に基づいて算出することを基本とする。

ただし、価格点が300点を超える場合は300点とする。

※ 価格点の算出の際は小数点以下第1位を四捨五入する。

価格点 = 価格点の満点 × 偏差値 / 100

偏差値 = ((入札額 - 入札額の平均) × (-10) / 標準偏差) + 50

標準偏差 = (((入札額 - 入札額の平均) の 2 乗の全入札者分の総和) / 入札参加者数) の平方根  
ただし、入札者が 2 者の場合は、次の式に基づいて価格点を算出する。

価格点 = (価格点の満点 × 修正偏差値 / 100 × 2 + 価格点の満点 × (1 - 入札額 / 予定価格)) / 3

修正偏差値 = 50 - 偏差値の差の絶対値 / 2 × (入札額 - 他者の入札額) / 予定価格

※ 偏差値の算出は上と同様とする。

入札者が 1 者のみの場合、又は全ての入札者の入札額が同額の場合は、価格点を一律150点とする。

4 技術点及び価格点の採点者

技術点及び価格点の採点は、委員会が行う。

評価項目表

評価項目 (仕様書項目)		評価ポイント	中項目 配点	大項目 配点
1	業務概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課題への具体的な考え方/取組が整理されているか</li> <li>当該取組が期待を充足する提案となっているか</li> </ul>	-	50
2	現行システムの課題			
3	業務範囲			
4	スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業工程が詳細化されているか</li> <li>無理のないスケジュールとなっているか。</li> <li>マイルストーンを考慮しているか。</li> <li>県の繁忙期を考慮したスケジュールとなっているか。</li> </ul>	-	15
5	作業要件		-	65
	(1) 初期導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>本プロジェクトでのマネジメントの手法 (品質管理、進捗管理、課題管理等) が記載されているか</li> </ul>	15	
	(2) 運用保守			
	(3) プロジェクト計画書の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>各工程 (構築の各工程、運用工程) でマネジメント方法を使い分けているか</li> <li>利用するマネジメントの手法が、他団体等での実成功事例に基づく実績があるか</li> </ul>	25	
	(4) プロジェクト管理			
	(5) 作業体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書に定めた主要担当者を置いているか</li> <li>主要担当者に重複等の人員不足感はないか、実績・資格等の能力面は十分か</li> </ul>	25	
※ 構築実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>同種システムの構築実績を持っているか</li> <li>当該実績は新潟県にとって参考となるか (同規模又は参考となる団体での実績であるか)</li> </ul>	25		
6	システム要件		-	340
	(1) 機能要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書添付 1 「機能要件一覧」 に対応した実現方法となっているか</li> </ul>	230	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書添付 1 「機能要件一覧」 以外で、「2 現行システムの課題」 の解決に資する機能その他有用な機能があるか</li> </ul>	50	
	(2) 帳票要件		50	
	(3) 連携要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムとの連携について、本県職員にとって簡便な運用を可能とする具体的な提案があるか</li> </ul>	10	
(4) システム環境等	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム環境の要件について記載がされているか</li> <li>対応するブラウザの種類 (職員側、利用者側)</li> </ul>			
7	規模・性能要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書添付 2 「非機能要件一覧」 に対応した実現方法となっているか</li> <li>各要件の実現内容は充実し、優れているか</li> </ul>	-	70
	(1) 全体構成			
	(2) ネットワーク環境			
	(3) 規模 (利用者数、データ量)			
	(4) 性能 (レスポンス)			

	イム、処理時間)			
8	信頼性等要件			
	(1) 非機能要件等			
9	テスト要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テスト方法が具体的に示されているか(特に、他システムとの連携等)</li> <li>・本県職員の具体的な作業内容が記載されているか、負荷軽減が図れる方法となっているか</li> </ul>	-	5
	(1) 作業要件			
	(2) テスト環境及びテストデータ			
10	研修(操作説明会)要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修内容及び実施方法が具体的に示されているか</li> <li>・本県職員の習熟度向上につながる工夫等が示されているか</li> </ul>	-	15
	(1) 作業要件			
	(2) 研修対象及び内容等			
11	運用支援要件		-	
	(1) 基本要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用支援の体制が明確になっているか</li> <li>・運用支援の具体的な内容が記載されているか</li> <li>・稼働初期、繁忙期の体制、支援内容について考えられているか</li> </ul>	10	
	(2) システム運用			
	(3) システム稼働状況調査及び改善作業			
	(4) ソフトウェア等の維持管理			
	(5) 障害対応			
	(6) 連絡窓口(ヘルプデスク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルプデスクの対応人数、稼働当初、繁忙期の対応</li> <li>・ヘルプデスクを一次切り分けの窓口とし、開発部隊へのエスカレーション体制が考えられているか</li> <li>・ヘルプデスク要員のスキルについて記載されているか</li> <li>・県職員向け、県民向けに対応・管理方法が記載されているか</li> <li>・県民からの問合せに関する対応、夜間の質問対応について記載されているか</li> </ul>	20	40
(7) 情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構築期間中のセキュリティ対策について具体的に記載がされているか</li> <li>・運用保守期間中のセキュリティ対策について具体的に記載がされているか</li> <li>・具体的なセキュリティ対策として、資料の持ち出し禁止、作業者名簿の提出、開発室の入退室管理、プロジェクトメンバーへのセキュリティ教育、アカウントの管理、定期的なパスワードの変更、等</li> </ul>	10		
12	保守要件		-	
	(1) 基本要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害発生時の原因の切り分け方法、責任分界点が明確になっているか</li> <li>・障害発生から復旧までの対応フローが明確になっているか</li> </ul>	20	25
	(2) 保守内容			
	(3) 保守作業条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドキュメントやソフトウェアの版数管理の方法が記載されているか</li> <li>・品質を維持するため、独自の手法が記載されているか</li> <li>・引継ぎの円滑な実施が担保されているか</li> </ul>	5	
	(4) 業務の引継ぎに関する要件			
(5) システム切替支援に関する要件				
その他	プレゼンテーション(デモンストレーション含む。)		-	75
	(1) デモンストレーシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民にとって使いやすいシステムであるか</li> </ul>	25	

ョン（県民側視点）	・県民にとって機能の充実したシステムであるか		
(2) デモンストレーション（職員側視点）	・本県職員にとって使いやすいシステムであるか ・本県職員にとって機能の充実したシステムであるか	25	
(3) 説明姿勢	・説明者の発声が聞きやすいものだったか ・評価者を向いて姿勢よくプレゼンを行ったか（手元の資料をただ読むだけのプレゼンになっていないか）	5	
(4) 説明内容	・プレゼン・デモの内容は、評価者に対してわかり易い言葉での説明だったか ・プレゼン・デモの内容と説明が矛盾していないか	5	
(5) 質疑応答	・説明者は業務を広く理解しているか ・評価者の質問の意図を正しく理解しているか ・評価者の質問に対して、わかり易く、適切な長さで回答を行っているか（回答が長すぎたり、関係ない話をしていないか） ・質問に対して明確な回答を行っていたか（回答を曖昧にして、結論を出さない回答としていないか）	10	
(6) 時間管理	・プレゼン・デモの時間を超過していないか ・プレゼン・デモの時間配分は適切だったか（時間が足りなくなり、駆け足で終わらせていないか）	5	
技術点合計			700

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
 名称 ダイレックス上越  
 所在地 上越市安江二丁目90番3 外  
 設置者 芙蓉総合リース株式会社
- 2 届出の概要及び公告日  
 概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（設置者の住所）に関する届出  
 公告日 令和2年12月25日
- 3 意見の概要
  - (1) 上越市からの意見の概要  
 意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
 新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間  
 令和3年6月4日から令和3年7月4日まで

#### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 アクロスプラザ長岡七日町A街区  
所在地 長岡市七日町字川原485 外  
設置者 第一リース株式会社

## 2 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 第一リース株式会社 代表取締役 長津 克司

(変更後) 第一リース株式会社 代表取締役 吉田 勝彦

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社セリア 岐阜県大垣市外渕二丁目38番 他4者

(変更後) 株式会社セリア 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地 他4者

## 3 変更年月日

(1) 令和3年4月1日

(2) 令和3年4月16日

## 4 変更の理由

(1) 設置者の代表者に変更が生じたため

(2) 小売業者の名称及び所在地の錯誤のため

## 5 届出年月日

令和3年5月21日

## 6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

## 7 縦覧期間

令和3年6月4日から令和3年10月4日まで

## 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

---

**大規模小売店舗の変更について(公告)**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年6月4日

新潟県知事 花角 英世

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 アクロスプラザ長岡七日町B街区

所在地 長岡市福山町字川原427-1 外

設置者 第一リース株式会社 他1者

## 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 第一リース株式会社 代表取締役 長津 克司

(変更後) 第一リース株式会社 代表取締役 吉田 勝彦

## 3 変更年月日

令和3年4月1日

## 4 変更の理由

設置者の代表者に変更が生じたため

## 5 届出年月日

令和3年5月21日

## 6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

---

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和3年6月4日から令和3年10月4日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

## 病院局公告

### 新潟県立中央病院院内保育施設運営業務委託に係る公募型プロポーザル提案者の募集について（公告）

新潟県立中央病院院内保育施設運営業務委託の受託業者を公募型プロポーザル方式により選定するものとし、次のとおり希望する者の参加を募集する。

令和3年6月4日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県立中央病院院内保育施設運営業務委託

(2) 業務内容

新潟県立中央病院職員の乳幼児を対象とする保育所の運営業務全般(詳細は募集要領及び仕様書に定める。)

(3) 運営委託期間

令和3年10月1日から令和6年9月30日まで

次年度以降において、予算の減額、削除があった場合、契約の変更または解除があり得るものとする。

2 参加表明及び提案者に求められる資格

以下の条件を全て満たす法人とする。

(1) 認可保育施設又は認可外保育施設の運営（業務委託契約による運営を含む。）実績が3年以上であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(6) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。

3 提案者を選定するための基準

上記2に定めるとおりとする。

4 提案内容

提案内容は下記のとおりとし、提案書の様式、提案内容及び評価基準の詳細は募集要領に定める。

(1) 会社概要及び運営実績

(2) 業務提案等

(3) 委託見積書

5 手続等

(1) 事務局

〒943-0192 新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院庶務課庶務係

電話番号 025-522-7711（代表）

(2) 実施要領、提出書類の様式の交付

ア 交付期間 令和3年6月4日（金）から令和3年6月16日（水）

- 土・日・祝日を除く、各日午前9時から午後5時まで
- イ 交付場所 上記(1)に同じ
- ウ 交付方法 交付場所において直接交付する(郵送による交付は行わない。)  
また、新潟県立中央病院のホームページからもダウンロードすることができる。
- (3) 参加表明書の提出
- ア 提出期限 令和3年6月16日(水)午後5時まで(郵送の場合は当日必着)
- イ 提出先 上記(1)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること
- (4) 提案書の提出
- ア 提出期限 令和3年7月12日(月)午後5時まで(郵送の場合は当日必着)
- イ 提出先 上記(1)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること
- 6 審査及び結果の通知
- (1) 審査
- 業者の選定は新潟県立中央病院院内保育施設運営委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、提出された書類及びヒアリング等の結果に基づき審査を行い、最も優れた提案を行った者及び次点者を特定する。
- (2) ヒアリングの実施
- 選定委員会は、提出された提案書の内容について、提案者に対して面接ヒアリングを実施する。ヒアリングの日時、場所等については、別途通知する。
- (3) 失格
- 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
- ア 本件プロポーザル募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 提出書類に虚偽を記載して提出した者
- ウ 提案書の提出期限に遅れた者
- エ ヒアリングの時間に遅れた者
- (4) 審査結果の通知
- 各提案者に文書をもって通知する。
- 7 契約の締結
- (1) 選定委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行う。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4のいずれかに該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。
- (2) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。
- (3) 最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、選定委員会の審査により次点となった者と契約協議及び契約締結を行うことがある。
- (4) 契約金額については、予算の範囲内で業務量等を勘案のうえ、年度ごとに交渉し決定する。
- 8 その他
- (1) 手続において仕様する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記5(1)に同じ
- (3) その他詳細は募集要領のとおりとする。

## 教育委員会公告

### 令和4年度使用教科書展示会の開催について(公告)

令和4年度使用教科書展示会を次のとおり開催する。

令和3年6月4日

新潟県教育委員会教育長 稲 荷 善 之

採択地区、会場、開催期間等

令和4年度使用教科書展示会一覧								
採択地区	会場 (センター名)	教科書別	開催期間 開館時間	閉館日	住所	電話	直接監理者	責任者
第1地区	上越市教育プラザ (上越教科書センター)	小中高	6月11日(金)～6月24日(木) 平日 9:30～18:00 土曜日 9:30～18:00	日曜日	上越市大字下門前 1770	025-545-9247	竹内 学	上越教育事務所 所長
	わくわくランド あらい (妙高市)	小中	6月11日(金)～6月24日(木) 平日 9:30～17:30 土曜日 9:30～17:30 日曜日 9:30～17:30	月曜日	妙高市関川町 2-8-32	0255-70-1315	江口賢哉	〃
	糸魚川市教育相談センター (糸魚川教科書センター)	小中	6月11日(金)～6月24日(木) 平日 9:30～15:45	土曜日 日曜日	糸魚川市寺町2丁目 8-32	025-553-1617	富永浩文	〃
第2地区	長岡市教育センター 2Fロビー (長岡教科書センター)	小中高	6月11日(金)～6月24日(木) 平日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 日曜日 9:00～17:00	開催期間 中はなし	長岡市三和 2-8-20	0258-32-3716	神林俊之	中越教育事務所 所長
	長岡市立中央図書館 2階自習室カウンター	小中高	6月11日(金)～6月24日(木) 平日 9:30～19:00 土曜日 9:30～19:00 日曜日 9:30～19:00	月曜日	長岡市学校町 1-2-2	0258-32-0658	佐藤陽子	〃
	出雲崎町中央公民館	小中	6月11日(金)～6月24日(木) 平日 8:30～17:00	土曜日 日曜日	出雲崎町大字米田 281-1	0258-78-2250	神林俊之	〃
第3地区	柏崎市立図書館	小中高 特別支援	6月11日(金)～6月24日(木) 平日 9:30～20:00	6/20(日)	柏崎市学校町 2-47	0257-22-2928	池田 弘	〃
	柏崎市立教育センター (柏崎教科書センター)	小中	6月11日(金)～6月24日(木) 平日 9:00～17:00	土曜日 日曜日	柏崎市学校町1-88	0257-23-1168	池田 弘	〃
	刈羽村農村環境改善センター	小中	6月11日(金)～6月24日(木) 平日 9:30～17:00	土曜日 日曜日	刈羽村大字割町 新田 185-1	0257-45-3933	飯田彰二	〃
第4地区	三条市役所栄庁舎 (三条教科書センター)	小中高	6月11日(金)～6月24日(木) 平日 9:00～17:00	土曜日 日曜日	三条市新堀1311	0256-45-1116	長谷川正二	〃
	三条市立図書館(本館)	小中	6月11日(金)～6月24日(木) 平日 9:30～20:00 土曜日 9:30～19:00 日曜日 9:30～17:00	6/21(月)	三条市元町 1-6	0256-32-0657	篠原智子	〃

	見附市立図書館	小中	6月12日(土)～6月24日(木) 平日 9:30～21:00 土曜日 9:30～18:30 日曜日 9:30～18:30	月曜日	見附市学校町 1-3-43	0258-62-3759	今井恵子	〃
	田上町地域学習センター	小中	6月12日(土)～6月24日(木) 平日 9:30～19:00 土曜日 9:30～19:00 日曜日 9:30～19:00	水曜日	田上町吉田新田丁 242	0256-57-4378	諸橋弘樹	〃
	加茂市立図書館	小中	6月11日(金)～6月24日(木) 平日 9:00～18:00 土曜日 9:00～18:00 日曜日 9:00～18:00	月曜日	加茂市神明町 2-6-29	0256-53-3500	細貝秀樹	〃
第5地区	魚沼市立小出小学校 (小出教科書センター)	小中高	6月11日(金)～6月24日(木) 平日 8:30～16:30	土曜日 日曜日	魚沼市佐梨 1060	025-792-0041	平澤林太郎	〃
	南魚沼市図書館	中	6月11日(金)～6月24日(木) 平日 9:30～20:00 土曜日 9:30～19:00 日曜日 9:30～19:00	開催期間 中はなし	南魚沼市六日町 101-8	025-773-6677	南雲真一	〃
	小千谷市立図書館	中	6月11日(金)～6月24日(木) 平日 9:00～17:00 土曜日 9:00～17:00 日曜日 9:00～17:00	月曜日	小千谷市土川 1-3-7	0258-83-3519	篠田優子	〃
	魚沼市小出郷図書館	中	6月11日(金)～6月24日(木) 平日 9:30～19:00 土曜日 9:30～19:00 日曜日 9:00～17:00	月曜日	魚沼市本町 2-5	025-792-0337	佐藤彰弘	〃
第6地区	十日町情報館 (十日町教科書センター)	小中高	6月11日(金)～6月24日(木) 平日 9:00～19:00 土曜日 9:00～19:00 日曜日 9:00～19:00	開催期間 中はなし	十日町市西本町 2-1-1	025-750-5100	佐藤研一郎	〃
第7地区	燕市教育センター (燕教科書センター)	小中高	6月11日(金)～6月25日(金) 平日 9:00～17:00	土曜日 日曜日	燕市杣木 2	0256-92-1111	岡部清美	〃
	燕市立図書館	小中	6月11日(金)～6月25日(金) 平日 9:30～20:00 土曜日 9:30～17:00 日曜日 9:30～17:00	月曜日	燕市白山町 1-2-10	0256-62-2726	岡部清美	〃
	吉田図書館	小中	6月11日(金)～6月25日(金) 平日 9:30～20:00 土曜日 9:30～17:00 日曜日 9:30～17:00	月曜日	燕市吉田大保町 22-1	0256-92-7650	岡部清美	〃
	分水図書館	小中	6月11日(金)～6月25日(金) 平日 9:30～20:00 土曜日 9:30～17:00 日曜日 9:30～17:00	月曜日	燕市分水新町 2-5-1	0256-91-3255	岡部清美	〃

	弥彦総合文化会館	小中	6月11日(金)～6月25日(金) 平日 9:30～20:00 土曜日 9:30～17:00 日曜日 9:30～17:00	月曜日	弥彦村 弥彦 2487-1	0256-94-4311	富田 憲	〃
第8地区	新潟市立総合教育センター (新潟教科書センター)	小中 特別支援学校	6月14日(月)～6月25日(金) 平日のみ 9:30～17:00	土曜日及び日曜日	新潟市 西蒲区 旗屋 585-1	0256-88-7444	小林圭一	下越教育事務所長
	新潟市立中央図書館 (ほんぽーと)	小中高	6月14日(月)～6月27日(日) 平日 10:00～20:00 土曜日 10:00～20:00 日曜日 10:00～17:00	開催期間中はなし	新潟市 中央区 明石 2-1-10	025-246-7700	小林圭一	〃
第9地区	新発田市生涯学習センター (新発田教科書センター)	小中高	6月11日(金)～6月27日(日) 平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～21:00 日曜日 9:00～21:00	月曜日	新発田市 中央町 5-8-47	0254-26-7191	小野沢謙一	〃
第10地区	村上市役所朝日支所 (村上教科書センター)	小中	6月11日(金)～6月30日(水) 平日 9:00～17:00	土曜日 日曜日	村上市岩 沢5611	0254-72-0111	渡辺律子	〃
	村上市教育情報センター内中央図書館※施設が使用できない場合がある。	小中	6月12日(土)～6月27日(日) 平日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 日曜日 9:00～17:00	月曜日	村上市田 端町 4-25	0254-53-7511	渡辺律子	〃
第11地区	五泉市立図書館 (五泉教科書センター)	小中	6月11日(金)～6月27日(日) 平日 9:30～18:30 土曜日 9:30～17:00 日曜日 9:30～17:00	月曜日 6/25(金)	五泉市郷 屋川 1-1-8	0250-43-3110	伊藤順子	〃
第12地区	佐渡市役所畑野行政サービスセンター (佐渡教科書センター)	小中高	6月11日(金)～6月30日(水) 平日 9:00～17:00	土曜日 日曜日	佐渡市畑 野甲533	0259-58-7351	加藤雄一郎	〃

一般図書（特別支援学校・学級用）の移動展示会

(注) 下表左欄に掲げる採択地区の高等学校用教科書展示会場は、当該右欄に掲げる会場とする。

採択地区	会場
第10地区	新発田市生涯学習センター
第11地区	新発田市生涯学習センター

会場	開催期間	展示時間
※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今年度は実施しません。		